

6月は京都府の「畜産環境保全月間」です！

農場内の美化に努めるとともに、点検・清掃等を行いましょ。う。

畜産環境問題の中では、家畜排せつ物の管理に伴う水質汚濁・悪臭・害虫に関するものが多く、これらを未然に防止することが大切です。同日発行の中丹家畜保健衛生情報No. 5-6「良質堆肥を作ろう」、No. 5-7「ハエ防除対策をしましょ。う」も参考に、排せつ物を適切に管理、利用しましょ。う。

牛・馬10頭以上、豚100頭以上、鶏2,000羽以上の飼養者は家畜排せつ物法により以下の事柄が義務付けられています。

◇排せつ物の管理について

- ①家畜排せつ物は管理施設で管理する。
- ②施設は定期的に点検し、損傷があればすぐに修繕する。
- ③施設の設備は適切な維持管理を行う。
- ④排せつ物の年間発生量・利用量・処理量を把握するため、しっかり記録をつける。(※)

◇処理施設について

- ①管理施設の床は汚水が浸透しないもの（コンクリートなど）を選び、適当な覆い・側壁を設ける。
- ②尿などの液状排せつ物を管理する場合、汚水が浸透しない素材で築造した貯留槽を利用する。

※排せつ物の発生量を正確に把握するのは難しい面があるため、簡単な方法で記録できるよう様式が定められています。

(記録様式については裏面参照)

- 畜舎の隅・飼槽・給水器の周りなど、除糞をしっかりと行いましょ。う。糞尿をそのままにすると発酵が不十分となり、悪臭の発生源となります。
- 近隣河川の水質汚濁の防止のため、
 - ①場内排水路の汚泥はこまめに引き上げましょ。う。
 - ②堆肥等は畑に放置せず適量を使用し、すぐにすき込みましょ。う。
 - ③堆肥運搬車両は積んだ堆肥がこぼれないよう覆いをつけましょ。う。

(農家における記録の様式 : 乳用牛、肉用牛)

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録
(記入日 : 令和 年 月 日)

1 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位: t/年)

種類	平均的な飼養頭数(頭)①	1頭当たりの排せつ物量		1年当たりの排せつ物量		
		ふん②	尿③	ふん④ (①×②)	尿⑤ (①×③)	合計⑥ (④+⑤)
乳用牛	搾乳牛		16.6	4.9		
	乾乳牛		10.8	2.2		
	未経産牛		10.8	2.2		
	育成牛		6.5	2.4		
	計		—	—		
肉用牛	肉用種	2歳未満	6.5	2.4		
		2歳以上	7.3	2.4		
	乳用種		6.6	2.6		
	計		—	—		
合計			—	—		

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いる。

2 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他 ()	割	割
合計	割	割

注1) ②は、たい肥センター等の共同利用施設、耕種農家等に譲渡したものについて記入する。
 注2) ふん尿混合で処理を行っている場合、固形物として処理している場合はふん、液状物として処理している場合は尿に記入する。
 注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

対象となる飼養規模と幼畜のカウント方法

家畜の種類	対象となる飼養規模	対象月齢
牛	10頭以上	6か月齢未満は対象から除く <ただし> ・肉用繁殖経営の場合 出荷されることが確実な場合は、10か月齢未満まで除外 ・乳用種育成経営の場合 飼養されている育成牛(6か月齢未満のものも含まれます)の実頭数に1/3を乗じて得た数を飼養頭数とする。

分からないことなどがありましたら、当所までご連絡ください。

京都府中丹家畜保健衛生所
〒620-0954 福知山市字半田371-2
TEL 0773-25-1860/FAX 0773-25-1861